

## 愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認要綱

愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ使用管理要綱（平成19年5月1日施行）の全部を改正する。

### （趣旨）

**第1条** この要綱は、えひめ愛フード推進機構（以下「機構」という。）が愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズとして利用することの許諾を得ている別記1の著作物（以下「ロゴマーク」という。）の使用を第三者に承認する基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （使用承認の基準）

**第2条** ロゴマークの用途に係る承認の基準は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 愛媛県内で生産（採取、漁獲を含む。以下同じ。）された農林水産物（以下「県産農林水産物」という。）の出荷又は販売において使用するとき。
  - (2) 原材料に使用する農林水産物の一品目以上が全て県内産であり、かつ原材料の総重量の概ね80%以上県産農林水産物を使用して製造された加工食品及び加工製品（以下「県産物主使用加工食品等」という。）の販売において使用するとき。
  - (3) 商品の特徴づけるものとして、県産農林水産物（農林水産物に準じると機構が認める県産物主使用加工食品等を含む。）を原材料の一部に100%使用して製造された加工食品及び加工製品（以下「県産物一部使用加工食品等」という。）の販売において使用するとき。
  - (4) 前3号に規定するもののほか、県産農林水産物の消費及び販売の拡大を推進する趣旨に賛同し、広報において使用するとき（PRグッズ等を販売する場合を除く。）。
- 2 ロゴマークの利用態様に係る承認の基準は、次の各号の全てを満たす場合とする。ただし、縦横の比率及び文字の色調変更について、機構がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
- (1) 文字の一部をばらして利用していないこと。
  - (2) 文字は縦書きとし、縦横の比率を変更していないこと。
  - (3) 文字と印首印及び落款を一組で利用していること。
  - (4) 文字は黒色、印首印及び落款は朱色とし、一部の文字のみの色調変更をしていないこと。

### （出荷又は販売における使用承認手続）

**第3条** 前条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する用途にロゴマークを使用しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書等（出荷又は販売用）」という。）を、機構に提出しなければならない。ただし、「愛」あるブランド産品（じゃこ天を除く。）の認定団体等が当該認定産品について申請する場合は、第2号及び第3号の書類を省略することができる。

- (1) 愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認申請書（出荷又は販売用）（様式第1号）
  - (2) 定款、規約又はそれに準ずる書類
  - (3) 農林水産物の原産地が愛媛県であることを確認できる書類
  - (4) ロゴマークを使用したデザイン案
  - (5) その他機構が必要と認める書類
- 2 機構は、提出があった申請書等（出荷又は販売用）を審査し、第2条に規定する使用承認の基準に該当することを確認し、及びロゴマークの信用又はイメージを失墜させるおそれがないと認めるときは、使用を承認し、愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認

書（様式第2号）を交付するものとする。

- 3 機構は、前条第1項第3号に規定する用途に対してロゴマークの使用承認を行うときは、ロゴマークの近くに100%使用している県産農林水産物等の名称を表示するよう、条件を付するものとする。

#### （広報における使用承認手続）

**第4条** 第2条第1項第4号に規定する用途にロゴマークを使用しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書等（広報用）」という。）を、機構に提出しなければならない。

- (1) 愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認申請書（広報用）（様式第3号）
  - (2) 定款、規約又はそれに準ずる書類
  - (3) ロゴマークを使用したデザイン案
  - (4) イベントを実施する場合は、その概要が確認できる書類
  - (5) その他機構が必要と認める書類
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により申請書等（広報用）が提出された場合に準用する。
  - 3 機構は、第5条に規定する団体以外のものにロゴマークの使用承認を行うときは、ロゴマークの近くに別記2の文言を表示するよう、条件を付するものとする。

#### （みなし承認）

**第5条** 次に掲げる団体が第2条第1項第1号又は第4号に規定する用途にロゴマークを使用しようとするときは、それぞれ第3条第2項又は第4条第2項に規定する承認を受けたものとみなす。ただし、第2条に規定する使用承認の基準を遵守しなければならない。

- (1) 愛媛県農業協同組合中央会
- (2) 全国農業協同組合連合会愛媛県本部
- (3) 愛媛県酪農業協同組合連合会
- (4) 愛媛県森林組合連合会
- (5) 愛媛県漁業協同組合、松山市漁業協同組合、松前町漁業協同組合、上灘漁業協同組合、下灘漁業協同組合、伊予漁業協同組合、長浜町漁業協同組合、三崎漁業協同組合、八幡浜漁業協同組合、愛南漁業協同組合、久良漁業協同組合
- (6) 第1号、第2号、第3号及び第5号に掲げる団体の会員である連合会、協同組合及びその組合員（系統出荷の場合に限る。）
- (7) 第4号に掲げる団体の会員である森林組合及びその組合員（系統出荷の場合に限る。）
- (8) 第2号及び第5号に掲げる団体の全額出資に係る会社
- (9) 前8号に掲げる団体が事務局を務める人格のない任意の組織

#### （使用承認の期間）

**第6条** ロゴマークの使用承認の期間は、三年以内とする。ただし、更新することを妨げない。

#### （使用廃止届出書）

**第7条** 第3条又は第4条の規定に基づきロゴマークの使用承認を受けた者は、使用承認の期間中に商品等への使用を止めたときは、愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用廃止届出書（様式第4号）を、機構に提出しなければならない。

#### （使用料）

**第8条** ロゴマークの使用承認は、無償とする。

### (報告及び調査等)

**第9条** 機構は、必要があると認めるときは、ロゴマークの使用承認を受けた者（第5条により使用承認を受けたものとみなされた者を含む。以下同じ。）に対し、報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示をすることができるものとする。

### (使用承認の取消し)

**第10条** 機構は、ロゴマークの使用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消し、公表することができる。この場合において、使用の承認を取り消された者は、取消しによって生じたいかなる損失も機構に請求できないものとする。

- (1) 使用承認を受けた使途又は利用態様以外でロゴマークを不正に使用したとき。
- (2) ロゴマークを使用の承認を受けた者が食品衛生法(昭和22年法律第233号)、食品表示法(平成25年法律第70号)その他の法律に違反した行為をしたことが判明し、ロゴマークの信用又はイメージを失墜させるおそれがあるとき。
- (3) 正当な理由がなく、前条に規定する報告若しくは調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (4) その他ロゴマークの使用承認を行う趣旨に反する行為をしたとき。

### (その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、機構が決定するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成21年8月18日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現にある改正前の要綱の規定に基づく申請書等の提出があった場合には、平成21年9月30日までの間、この要綱第3条又は第4条の規定に基づく申請書等の様式とみなす。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月14日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現にある改正前の要綱の規定に基づく申請書等の提出があった場合には、令和4年4月14日までの間、この要綱第3条又は第4条の規定に基づく申請書等の様式とみなす。



愛媛産の

赤心  
がある。



## 別記2

次のいずれかを表示すること。

1 愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ

2 『愛媛産には、愛がある。』－愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ－

愛媛県の県名である「愛」の文字と生産者の慈しみが実ったものとして、県産農林水産物をとらえ、「愛がある」と表現しています。「愛」には、真心や人情とも言える暖かみ、そして愛媛そのものが含まれています。

このキャッチフレーズは、全国公募の中から平成14年2月に決定しました。書には、詩人故 坂村真民先生の愛媛を愛する暖かい思いが込められています。

3 その他、機構が適当と認める文言

愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認申請書（出荷又は販売用）

年 月 日

えひめ愛フード推進機構会長 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマークの使用の承認について、愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

使用商品等 (該当する番号に○を付け、必要事項を記載してください。)	1 愛媛県内で生産された農林水産物	
	品目名：	
	2 原材料に使用する農林水産物の一品目以上が全て県内産であり、かつ原材料の総重量の概ね80%以上県産農林水産物を使用して製造された加工食品及び加工製品（県産物主使用加工食品等）	
	商品名：	
	名称：	
	愛媛県産の 原材料名：	( %使用)
	3 商品の特徴づけるものとして、県産農林水産物（農林水産物に準じると機構が認める県産物主使用加工食品等を含む。）を原材料の一部に100%使用して製造された加工食品及び加工製品（県産物一部使用加工食品等）	
	商品名：	
	名称：	
	愛媛県産の 原材料名：	( %使用)
※ ロゴマークの近くに、使用している県産農林水産物の名称を表示する。		
使用目的		
使用方法		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで	
主な仕入先 (原材料)		
主な販売先		
申請者の業種		
デザイン案	別添のとおり	

(裏面に続く)

<p>特 記 事 項</p>	<p><b>【誓約事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ロゴマークの使用承認を受けるに当たって、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法、食品表示法その他の法律</li> <li>・愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認要綱の規定を遵守します。</li> </ul> </li> <li>2 使用承認を受けた商品等の状況をえひめ愛フード推進機構のホームページで公表することを了承します。</li> <li>3 愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認要綱第9条の規定に基づきえひめ愛フード推進機構が行う調査に協力します。</li> <li>4 ロゴマークの使用承認を取り消された場合には、取消しによって生じたいかなる損失もえひめ愛フード推進機構に請求しません。</li> <li>5 ロゴマークの使用承認を受けた商品等に関する事故、苦情等が発生した場合には、自らの責任のもとに必要な措置を講じます。</li> </ol> <p><b>【その他】</b></p>
----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>《添付書類》</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 定款、規約又はそれに準ずる書類</li> <li>2 農林水産物の原産地が愛媛県であることを確認できる書類(産地証明、納品書等の写し) <ul style="list-style-type: none"> <li>※「愛」あるブランド産品（じゃこ天を除く。）の申請者及び生産団体は、1及び2を省略可。</li> </ul> </li> <li>3 ロゴマークを使用したデザイン案（ロゴマークを使用した包装紙、容器等又はそのコピー・写真）</li> </ol> <p><b>《記入上の注意》</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用商品が県産物主使用加工食品等及び県産物一部使用加工食品等に該当する場合には、愛媛県産の原材料名欄に使用している農林水産物の名称を記入し、使用商品の総原材料に占める愛媛県産農林水産物の割合を記入すること。</li> <li>2 使用商品が県産物一部使用加工食品等に該当する場合であって、愛媛県産の原材料名欄に県産物主使用加工食品等を記入する場合には、使用している農林水産物の名称を括弧書きで記載すること。</li> <li>3 使用期間の欄は、3年以内の範囲で必要な期間を記入すること。</li> </ol>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認書

様

えひめ愛フード推進機構会長

年 月 日付けで承認申請のあった標記ロゴマークの使用について、愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認要綱第 条第2項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 ロゴマークの使用を承認した商品等の名称
- 2 承認した使用目的
- 3 承認した使用方法
- 4 使用承認期間  
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 使用承認の条件



愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認申請書（広報用）

年 月 日

えひめ愛フード推進機構会長 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマークの使用の承認について、愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

使用目的	
使用方法 （使用対象）	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで
申請者の業種	
デザイン案	別添のとおり
特記事項	<p><b>【誓約事項】</b></p> <p>1 ロゴマークの使用承認を受けるに当たって、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・食品衛生法、食品表示法その他の法律</li><li>・愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認要綱の規定を遵守します。</li></ul> <p>2 愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認要綱第9条の規定に基づきえひめ愛フード推進機構が行う調査に協力します。</p> <p>3 ロゴマークの使用承認を取り消された場合には、取消しによって生じたいかなる損失もえひめ愛フード推進機構に請求しません。</p> <p>4 ロゴマークの使用承認を受けた商品等に関する事故、苦情等が発生した場合には、自らの責任のもとに必要な措置を講じます。</p> <p><b>【その他】</b></p>

（裏面に続く）

《添付書類》

- 1 定款、規約又はそれに準ずる書類
- 2 ロゴマークを使用したデザイン案
- 3 イベントを実施する場合は、その概要が確認できる書類

《記入上の注意》

使用期間の欄は、3年以内の範囲で必要な期間を記入すること。

愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用廃止届出書

年 月 日

えひめ愛フード推進機構会長 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出者

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

印

年 月 日付け え愛第 号で承認を受けた愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマークの使用について、使用を廃止しましたので、愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズロゴマーク使用承認要綱第6条の規定に基づき、届け出ます。

使用を廃止した商品等	
承認を受けた使用目的	
承認を受けた使用方法	
使用承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで
使用廃止時期	
使用廃止理由	